

# 契 約 書

- |   |         |                                  |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 品 名     | 捜査用ヘルメット                         |
| 2 | 数 量     | 52個                              |
| 3 | 金 額     | 972,400円 (うち消費税額及び地方消費税額88,400円) |
| 4 | 納 入 場 所 | 千葉県知事が指定する場所                     |
| 5 | 納 入 期 限 | 令和5年12月15日                       |
| 6 | 対価支払期日  | 検査を終了し、適法な支払請求書を受領した日から30日以内     |
| 7 | 契約保証金   | 免除                               |

上記物品及び金額をもって購入するにつき、千葉県（以下「甲」という。）と、納入者M&Sネクスト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり売買契約を締結する。

- 第1条 乙は、甲の提示する規格に基づいて上記期限及び場所に現品に納品書を添えて納入するものとする。
- 第2条 乙は、物品の納入を完了したときは甲の指定した係員の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、物品の納入が完了し、納入済の通知を受けてから10日以内に引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しているか検査を行わなければならない。
- 3 乙が前項の検査に立ち会わない場合は、甲は単独に検査を行い、その結果を乙に通知するものとし、乙はこれに対して異議を申し立てることはできない。
- 第3条 甲は、前条に規定する検査に合格した時をもって物品の引渡しを受けたものとし、引渡し前に、甲乙双方の責めに帰することができない事由により発生した物品の滅失又は損傷は、全て乙の負担とする。
- 第4条 乙は、物品が検査に合格しないときは、甲の指示に従い、遅滞なくこれを修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをして甲に通知し、再びその検査を受けなければならない。
- 2 検査合格後であっても、甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲の指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
- 3 前2項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。
- 第5条 前条に規定する場合において、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。

